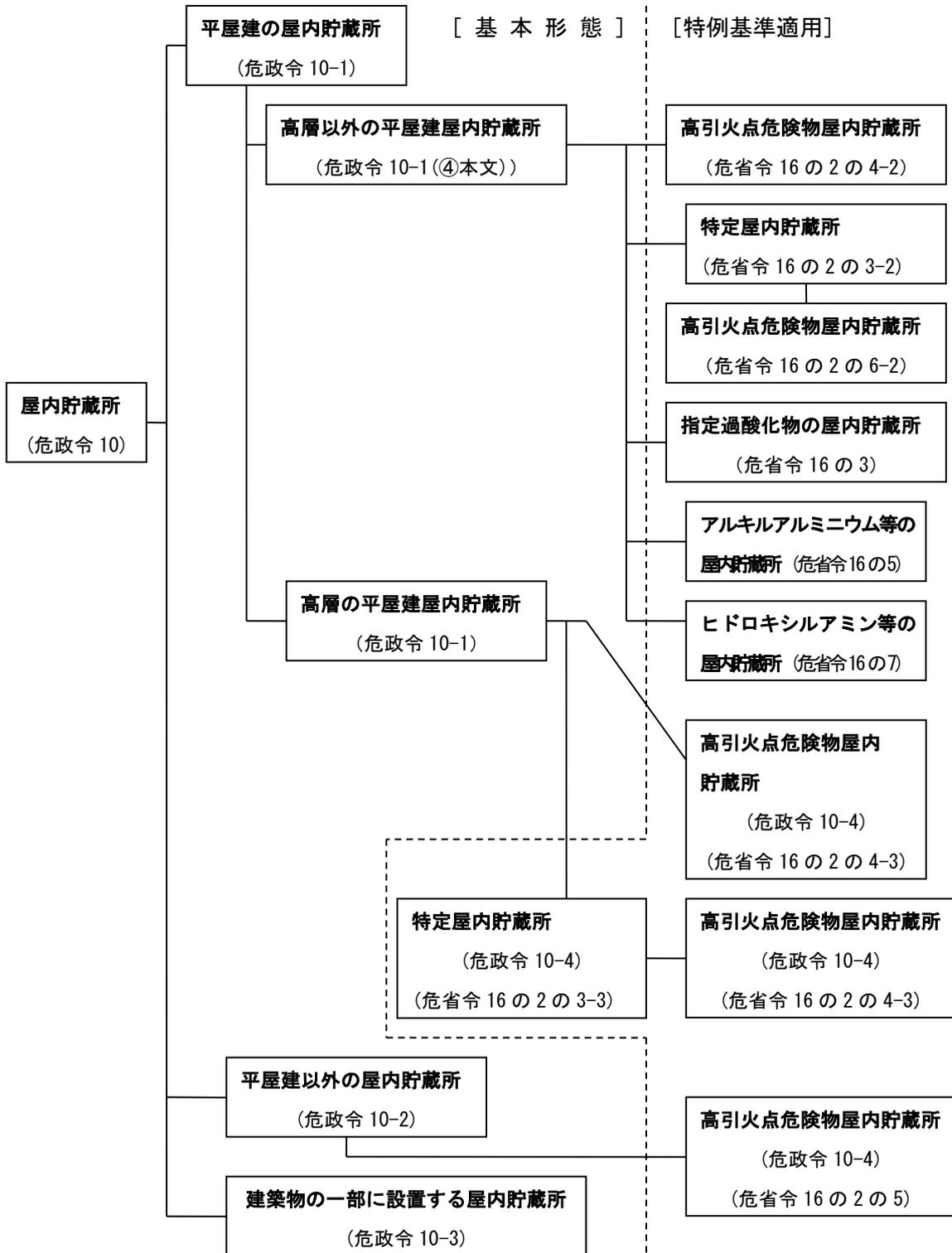


第3 屋内貯蔵所の基準（危政令第10条）



【 屋 内 貯 蔵 所 の 施 設 分 類 表 】

1 平屋建の屋内貯蔵所（危政令第10条第1項）

(1) 保安距離（第1項第1号）

「第2 製造所の基準1」の例によること。

(2) 保有空地（第1項第2号）

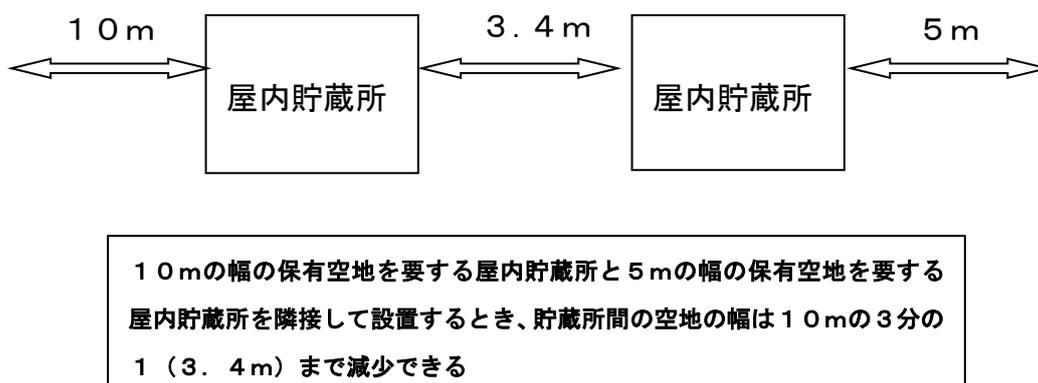
危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ【第3-1表】に定める幅の空地を保有すること。ただし、2以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令（危省令第14条）で定めるところにより、その空地を減ずることができる。

区 分	空 地 の 幅	
	壁、柱及び床が耐火構造	左欄以外の場合
指定数量の倍数が5以下の屋内貯蔵所		0.5m以上
指定数量の倍数が5を超え10以下の屋内貯蔵所	1m以上	1.5m以上
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋内貯蔵所	2m以上	3m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋内貯蔵所	3m以上	5m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋内貯蔵所	5m以上	10m以上
指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所	10m以上	15m以上

【第3-1表 保有空地の幅】

上記ただし書きにおいて緩和できる空地の範囲については、下記のとおりとする。

- ア 指定数量の倍数が20を超える屋内貯蔵所が同一の敷地内に設置されている他の屋内貯蔵所との間に、表に定める空地の幅の3分の1の幅の空地を保有することができる範囲まで減ずることができる。ただし、当該空地の幅を3m未満とすることはできない。
- イ 第一類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類又はこれらのいずれかを含有するもの、第二類の危険物のうち硫黄、鉄粉、金属粉、マグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの及び第五類の危険物のうち硝酸エステル類、ニトロ化合物、金属のアジ化合物又はこれらのいずれかを含有するもののうち火薬類取締法第2条に掲げられた火薬類に該当するものを貯蔵し、又は取り扱う場合には、0.5mまで減ずることができる。
- ウ 相互間の空地の幅は、それぞれが取るべき空地のうち、大なる空地の幅を基準として算出すること。【第3-1図】



【第3-1図 保有空地緩和の算出例】

- (2) 標識及び掲示板（第1項第3号、第2項、第3項）（危省令第17条第1項、第18条第1項）

「第2 製造所の基準3」の例によること。

出入口付近の見やすい箇所に設けること。また、2室以上に区切られた貯蔵倉庫にあっては、それぞれの出入口付近に、貯蔵されている危険物の類別等を記入した掲示板を設けること。

- (3) 貯蔵所の独立性（第1項第3号の2）

貯蔵倉庫は独立した専用の建築物とすることから、保有空地を確保しなくてもよい貯蔵倉庫であっても、壁、柱、床及び屋根は他の用途に用いる建築

物のそれらと兼用することはできないものであること。

(4) 軒高等（第1項第4項）（危省令第16条の2）

貯蔵倉庫は、可燃性蒸気の滞留による引火、消火活動の困難さ、雨水等の侵入を考慮してその床を地盤面以上に設けるとともに、万一、火災等の事故が発生した場合にその圧力等を上部に放出し、近隣建築物等への影響を小さくするために平屋建とすること。

また、貯蔵倉庫の地盤面から軒までの高さ（軒高）は、初期消火活動及び消防隊の地上からの放水による消火活動の困難性を考慮に入れて、6m未滿とすること。

ア 「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれらに代わる横架材を支持する壁、敷いた又は柱の上端までの高さをいうものであること。（平成元年3月1日消防危第14号 消防特第34号）

イ 「床又は地盤面以上」とは、周囲の地盤面よりおおむね0.1m以上高くすることをいうものであること。

ウ 第二類又は第四類の危険物のみの貯蔵倉庫で次の条件を満足するものは、軒高を20m未滿とすることができる。

なお、貯蔵倉庫の軒高が6m以上のものは、著しく消火困難な施設として消火設備の強化を図ることとされている。

(ア) 貯蔵倉庫は、壁、柱、はり及び床を耐火構造とすること。

(イ) 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、特定防火設備を設けること。

(ウ) 貯蔵倉庫には、避雷設備を設けること。ただし、貯蔵倉庫が、他の施設の避雷設備の保護範囲にある等安全上支障がない場合には、避雷設備を設けないことができる。

(5) 床面積の制限（第1項第5号）

一の貯蔵倉庫の床面積は、1,000㎡を超えないこと。

床面積の算定方法については、「建基政令第2条第1項第3号」の規定（建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積）の例によること。

(6) 貯蔵倉庫の構造、延焼のおそれのある外壁（第1項第6号）

ア 貯蔵倉庫の壁、柱及び床は、火災拡大防止の観点から、原則として耐火構造とするとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。

イ 指定数量の10倍以下の危険物又は第二類若しくは第四類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未滿の危険物を除く。）のみの貯蔵倉庫にあつては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができることとされている。

- ウ 貯蔵倉庫の外壁のうち耐火構造としなければならないものの構造は、防火上有効な隔壁とするよう指導すること。
- エ 「延焼のおそれのある外壁」は、「第2 製造所の基準5」の例によること。
- (7) 屋根（第1項第7号）
「第2 製造所の基準6」の例によること。
屋根は、貯蔵倉庫において、万一事故が発生した場合に、その圧力等を上方に放出させるために、原則として不燃材料で造るとともに軽量な不燃材料でふき、天井を設けないこととされている。なお、第二類の危険物（粉状のもの及び引火性固体を除く。）のみの貯蔵倉庫については、爆発等の危険性が低いことから、屋根を耐火構造とすることができる。また、第五類の危険物が分解等をおこすおそれがあるため、これを防ぐ目的で直射日光による屋根温度の上昇に伴う貯蔵倉庫内の温度の上昇を防止し、通風、冷房等の効果を上げるため、難燃性の材料又は不燃材料で造った天井を設けることができる。
- (8) 窓及び出入口（第1項第8号・第9号）
貯蔵倉庫の窓及び出入口の構造については、「第2 製造所の基準7」の例によること。
- (9) 床の構造（第1項第10号）
ア 第一類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又はこれを含有するもの、第二類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの及び第三類の危険物のうち禁水性物品は水と作用して発熱又は発火する性質を有するため、また、第四類の危険物は漏れした場合に水に浮遊又は溶解し拡大する性質を有するため、床面に水が侵入し、又は浸透しない構造とすること。
イ 床面に水の侵入又は浸透を防ぐための構造としては、床面を地盤面よりも高くすること、防水の措置を講じたコンクリート造又はこれと同等以上の機能的性能を有する材料で造られた構造とすること。
- (10) 傾斜、漏れた危険物を一時的に貯留する設備等（第1項第11号、第2項、第3項）
ア 床は、適当な傾斜をつけるとともに、漏れた危険物を一時的に貯留する設備（以下「貯留設備」という。）に導く幅及び深さ0.1m以上の排水溝、又は出入口に高さ0.1m以上のしきいを設けること。
イ 「貯留設備」の縦、横及び深さは、それぞれ0.3m以上とすること。
- (11) 架台の構造（第1項第11号の2、第2項、第3項）（危省令第16条の2の2）

- ア 「堅固な基礎に固定する」とは、堅固な構造の床又は壁にアンカーボルト等で固定することをいうものであること。
- イ 地震等に対する安全性が、構造計算書により確認されるものであること。
- ウ 「危険物を収納した容器が容易に落下しない措置」とは、地震等による落下を防止するため、不燃材料で造った柵等を設けることをいうものであること。（平成元年7月4日消防危第64号）
- エ 架台の耐震対策については、「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」によること。（平成8年10月15日消防危第125号）
- (12) 採光、照明、換気及び蒸気排出設備（第1項第12号、第2項、第3項）
- ア 「必要な採光」については、照明設備でよいものであり、「第2 製造所の基準9」の例によること。
- なお、危険物の取扱いに支障がなければ、採光設備を設けないことができる。（平成元年5月10日消防危第44号）
- イ 換気及び蒸気排出設備は、「第2 製造所の基準10及び11」の例によること。
- ウ 第四類の危険物は、一般的に空気よりも重いため、万一危険物等が漏えいした場合にその蒸気は、床面、地盤面等に沿って流れ、くぼみ等に滞留する。したがって、引火の危険性が大きい引火点が70℃未満の危険物の貯蔵倉庫には、自然換気の設備の他に、内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出するための設備（強制換気設備）を設置すること。
- (13) 電気設備（第1項第13号、第2項、第3項）
- 「第2 製造所の基準18」の例によること。
- (14) 避雷設備（第1項第14号、第2項、第3項）（危省令第13条の2の2）
- 「第2 製造所の基準20」の例によること。
- (15) セルロイド等の貯蔵倉庫の措置（第1項第15号、第3項）
- 第5類の危険物のうちセルロイドを貯蔵する貯蔵倉庫において、「当該貯蔵倉庫内の温度を当該危険物の発火する温度に達しない温度に保つ構造とし、又は通風装置、冷房装置等の設備を設けること」とは、貯蔵倉庫内の温度をおおむね30℃以下に保つことができる構造又は設備をいうものであること。

2 独立、専用で平屋建以外の屋内貯蔵所（危政令第10条第2項）

(1) 階高（第2項第1号）

各階の床を地盤面上に設けることとし、「階高」は、各階の床面から上階の床の下面までの高さ（6m未満）をいい、最上階にあっては床面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷いた又は柱の上端までの高さをいうものであること。（平成元年3月1日消防危第14号 消防特第34号）

(2) 床面積（第2項第2号）

一の貯蔵倉庫の床面積の合計は1,000㎡を超えないこと。

(3) 貯蔵倉庫の構造、延焼のおそれのある外壁（第2項第3号）

ア 壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造ること。

イ 外壁の構造は、防火上有効な隔壁とするよう指導すること。

ウ 「延焼のおそれのある外壁」は、「第2 製造所の基準5」の例によること。

(4) 床の開口部制限（第2項第4号）

火災時に出火階以外の階への延焼拡大を防止するため、貯蔵倉庫の2階以上の床には、開口部を設けないこと。2階以上の階への階段は、区画された階段室内に設けるか、又は屋外階段とする必要がある。

3 他用途を有する建築物に設ける屋内貯蔵所（危政令第10条第3項）

指定数量の倍数が20以下の屋内貯蔵所（屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設けるものに限る。）については、第1項第3号及び第10号から第15号までの規定の例によるほか、他用途部分が存することに応じた基準が定められている。

(1) 屋内貯蔵所を設置することができる建築物等（第3項第1号）

ア 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分の用途は問わないものとする。こと。（平成元年7月4日消防危第64号）

イ 建築物は壁、柱、床及びはりが耐火構造であるものに限られていることから、部分的に耐火構造となっていない建築物への設置は認められないこと。例えば、1階が耐火構造で、2階が準耐火構造である建築物（1階と2階とは、開口部のない耐火構造の床で区画されている。）の1階に屋内貯蔵所を設置することはできないこと。（平成元年7月4日消防危第64号）

ウ 一の建築物に2以上の屋内貯蔵所を設置することについては、同一の階において、隣接しないで設ける場合に限り認められる。（平成元年7月4日消防危第64号）

- (2) 階高（第3項第2号）
床を地盤面以上に設けるとともに、その階高を6m未満とすること。
- (3) 床面積（第3項第3号）
建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の床面積は、火災時等の災害規模を抑え、他用途部分への影響を少なくする観点から、75㎡を超えないこととされている。
- (4) 貯蔵倉庫の構造、他用途部分との区画（第3項第4号）
- ア 建築物の屋内貯蔵所に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で建築物の他の部分と区画されたものであること。
- イ 外壁の構造は、防火上有効な隔壁とするよう指導すること。
- ウ 「延焼のおそれのある外壁」は、「第2 製造所の基準5」の例によること。
- エ 「これと同等以上の強度を有する構造」には、平成12年建設省告示第1399号第1第1号トに適合する壁（厚さ75mm以上の軽量気泡コンクリート製パネル）が該当する。（平成2年10月31日消防危第105号）
- オ 建築物の製造所等の用に供する部分と当該建築物の他の部分とを区画する床又は壁（以下「隔壁」という。）には、換気及び排出の設備を設けないこと。ただし、当該施設の床又は壁の全てが隔壁となる等やむを得ない事情がある場合には、防火上有効なダンパー等を設けることにより隔壁に換気又は排出の設備を設けることができる。
- カ 隔壁には、電線管等を貫通させないこと。ただし、当該施設において必要な電線管等で、政令第8条の区画を貫通することができる施工がなされているものにあつては、この限りでない。
- (5) 出入口（第3項第5号）
建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、他用途部分への延焼防止の観点から随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
なお、出入口は屋外に面してなくてもよい。（平成元年7月4日消防危第64号）
- (6) 窓（第3項第6号）
建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、他用途部分への延焼防止の観点から窓を設けないこと。
「窓を設けない」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことをいうものであること。（平成元年

3月1日消防令第14号 消防特第34号)

(7) 防火ダンパー等 (第3項第7号)

建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の換気設備及び排出設備には、防火上有効にダンパー等を設けなければならない。

4 特定屋内貯蔵所 (危政令第10条第4項) (危省令第16条の2の3)

- (1) 高層以外の平屋建の屋内貯蔵所のうち、その貯蔵倉庫が次に掲げる条件に適合するものについては、危政令第10条第1項第1号、第2号及び第5号から第8号までの規定は、適用しない (危省令第16条の2の3第2項)。
- ア 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地进行を保有すること。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が5以下の特定屋内貯蔵所	
指定数量の倍数が5を超え20以下の特定屋内貯蔵所	1m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の特定屋内貯蔵所	2m以上

【第3-2表 特定屋内貯蔵所の保有空地】

- イ 一の貯蔵倉庫の床面積は、150㎡を超えないこと。
- ウ 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とすること。
- エ 貯蔵倉庫の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
- オ 貯蔵倉庫には、窓を設けないこと。
- (2) 高層の平屋建の屋内貯蔵所のうち、その貯蔵倉庫が「(1)、イ～オ」までに適合するものについては、危政令第10条第1項第1号及び第5号から第8号までの規定は、適用しない (危省令第16条の2の3第3項)。
- (3) 外壁の構造は、防火上有効な隔壁とするよう指導すること。
- (4) 「延焼のおそれのある外壁」は、「第2 製造所の基準5」の例によること。
- (5) 「窓を設けない」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことをいうものであること。(平成元年3月1日消防令第14号 消防特第34号)

5 タンクコンテナに収納して貯蔵する場合

危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する場合にあっては、「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」によること。（平成10年3月37日消防危第36号）

6 その他屋内貯蔵所共通事項

(1) 危険物以外の物品の貯蔵

危省令第38条の4第1項に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等について必要最小限の量に限り存置できるものであること。（平成10年3月16日消防危第26号）

(2) リチウムイオン蓄電池の貯蔵

リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合は、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱に係る運用について」によること。（平成23年12月27日消防危第303号）

キュービクル式リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合は、「キュービクル式リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」によること。（令和4年4月27日消防危第96号）

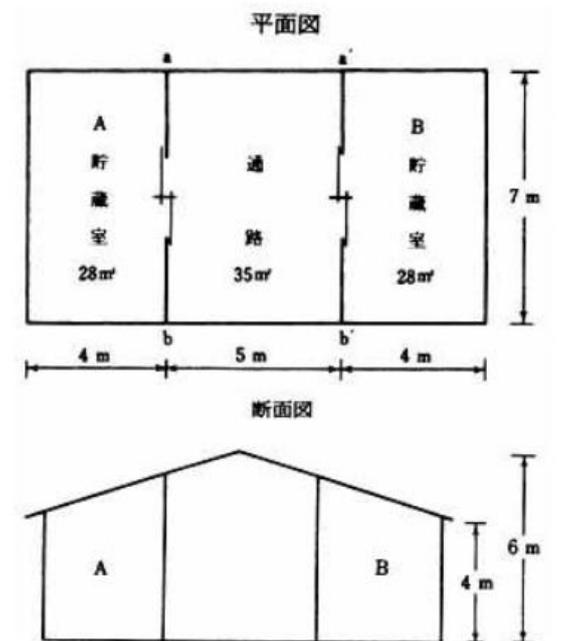
(3) 屋内貯蔵所のひさし、荷役場所

貨物自動車による危険物の積みおろし用に、屋内貯蔵所にひさしや荷役場所を設けることは認められる。この場合、庇や荷役場所は、屋内貯蔵所の一部として規制される。（昭和57年5月11日消防危第57号）

(4) 通路を有する屋内貯蔵所

異なる貯蔵室の間に、通路（床はコンクリート造で危険物積みおろし専用として使用し、危険物の貯蔵や他の目的に使用することはない。）を設けること及び屋内貯蔵所（通路）に貨物自動車を入れて危険物の積みおろしをする行為については、危政令第23条を適用し、その設置を認めて差し支えない。

なお、積みおろし作業中には、自動車の原動機を停止させておくこと。（昭和57年5月11日消防危第57号）【第3-2図】



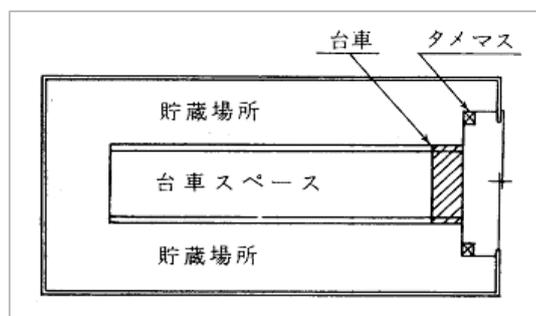
a～a' 間と b～b' 間の壁体は設けない。

【第3-2図 通路を有する屋内貯蔵所例】

(5) 屋内貯蔵所内の作業用台車設備の設置について

屋内貯蔵所内に貯蔵を伴う作業用として、台車設備（中央に台車を設置し、危険物を積載して移動しながら貯蔵場所に運搬する設備で、台車は不燃材で造り、車輪はゴム製で火花等の発生する危険性はなく、台車は取り外しが可能）を設置することは差し支えない。

ただし、床に台車レーン等の段差を設けることは適当ではない。（昭和57年5月11日消防危第57号）【第3-3図】



【第3-3図 作業用台車設備の設置例】